国立大雪青少年交流の家　プール利用指針

平成２６年７月１６日
所　　長　　裁　　定

国立大雪青少年交流の家（以下，「交流の家」という。）のプールの利用について，利用者へのサービス向上，利用者の安全な活動環境を確保するため，以下のとおり指針を定める。

（利用の原則）

第１　プールは，次の各号全てに該当する場合に利用することができる。

ただし，交流の家が主催する事業及び共催事業（以下，「主催事業」という。）において利用する場合はこの限りではない。

⑴ 利用日の６か月前から３週間前までに利用申込書等の必要書類を提出していること。

⑵ 利用人数が５名以上であること。

（利用時間）

第２　プールは，次の時間帯の中で利用することができる。

⑴ 午前　　９時００分から１２時００分

⑵ 午後　１３時００分から１６時３０分

⑶ 夜間　１８時００分から２１時００分

２　利用時間には，シャワー，着替えの時間を含むものとする。

附　　則

この指針は，平成２６年７月１６日から実施する。